

# フリースペースかめつこたより

令和6年2月20日発行  
 特定非営利活動法人亀つ子サポート  
 事務所  
 〒519-0103 亀山市川合町766番地7  
 ☎0595-86-6186  
 e-mail:kamekko@zc.ztv.ne.jp  
 文責 椋谷 英一

## 県外研修を実施します

令和6年3月1日(金)に、次の通り県外研修を実施します。

### 目的

特定非営利活動法人亀つ子サポートと不登校の親の会などでんが連携して、不登校や引きこもりに対する事業の先進地域を訪れ、研修を深めることにより、本会事業の向上に資するとともに親睦を図る。

### 研修場所

- ① NPO法人 子ども自立の郷 ウォームアップスクール ここから
- ② ここカフェ心風流
- ③ 虹の家

長浜市高月町東物部

### 研修設定の理由

現在、亀山市は国の重層的支援体制整備事業を受託し、亀山市社会福祉協議会と協働して、体制の整備を急いでいるが、子どもが関わっている参加支援の実例があればお聞きしたい。

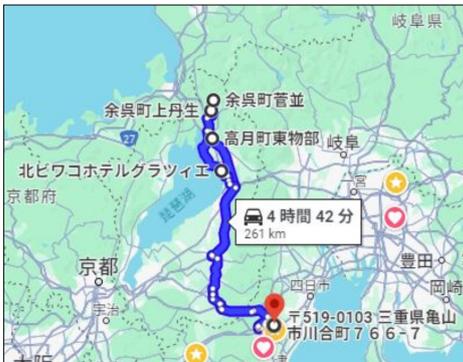
不登校には様々な要因があるが、生活困窮や大人の課題を抱えて不登校になっている子どもに対して、本会の子ども居場所事業は、どのように展

開てきるのかを模索しており、ご意見を頂戴したい。

### 研修内容

不登校児童のための寄宿施設である「子ども自立の郷 ウォームアップスクール」からを訪ね、自然環境や様々な体験活動等を知るとともに、設立理念を学ぶ。

長浜市社会福祉協議会を訪ね、長浜市の不登校・ひきこもりの現状と課題、参加支援事業の現状と課題について学び、亀山市民に対してどのような支援が可能かを考えるきっかけとする。



## 「子どもの育ちに関する研修会」に参加しました

亀山市総合保健福祉センターで、2月7日(水) 15:00~17:00の時間を使って、「子どもの育ちに関する研修会」が開催されました。内容は、学校の先生を対象にした生徒指導や教育相談に関するものでしたが、文部科学省が出している生徒指導提要(要領を提示すること。要点を示すこと。また、その文書)を読み解くわかりやすい内容でした。

不登校に関する指針(考え方)の変遷や子どもを主体とした教育を進める時、行政、教育委員会、学校、保護者等は、どのように考えて行動すべきかを問うものでした。

### 基本指針の変遷

昭和30年代半ばから昭和60年代…「学校恐怖症」から「登校拒否」へ平成28年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立。

平成29年には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」が策定。

確保法では、不登校の要因や背景として、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、更にその背後には、社会における「学びの場」として

の学校の相対的な位置付けの低下、学校に対する保護者・児童生徒自身の意識の変化等、社会全体の変化が少なからず影響していることが指摘されました。

さらに、児童生徒の多様で適切な教育機会の確保が再確認されたことも、この法律の大きな柱となっています。

### 不登校対応の重層的支援構造モデル

生徒指導の種類の中では、「困難課題対応の生徒指導」という深刻な課題を抱える児童生徒を、関係機関(教育・医療・福祉・NPO法人等)と連携して組織的に対応することが明記されています。(図は、生徒指導提要を基に堺市が作成したものです)

